

## 香取広域市町村圏事務組合財政事情の作成及び公表に関する条例

平成18年3月27日

条例第21号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3の規定による歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を公表する文書（以下これを「財政事情」という。）の作成及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の期日)

第2条 財政事情の公表は、毎年5月及び11月にこれを行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項に規定する期日に財政事情を公表できないときは、管理者は、事故のやんだときから1月以内においてその期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表事項)

第3条 前条第1項の規定により5月に公表する財政事情においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を記載し、財政の動向を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の概要
- (2) 住民の負担の状況
- (3) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (4) その他管理者において必要と認める事項

2 前条第1項の規定により11月に公表する財政事情においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の概要を明らかにするものとする。

3 管理者は、必要に応じ財政事情の掲載事項の基礎となるべき事項及び数字を記載した文書を、その附表として添付することができる。

(公表の方法)

第4条 財政事情の公表は、香取広域市町村圏事務組合公告式条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

香取広域市町村圏事務組合財政事情の作成及び公表に関する条例

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政事情の作成及び公表の手續に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。